



の決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(水落敏栄君) 全会一致と認めます。

よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、下村文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。下村文部科学大臣。

○国務大臣(下村博文君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(水落敏栄君) 次に、原子力損害の補完的議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。下村文部科学大臣。

○国務大臣(下村博文君) この度、政府から提出いたしました原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に關する法律案及び原子力損害賠償補償契約の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に關する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。下村文部科学大臣。

いたしました原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に關する法律案及び原子力損害賠償契約の賠償に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故の当事国として、原子力損害に關する国際的な賠償制度の構築に貢献することが我が国の責務と考えられます。このようない状況の中で、締約国間で補完的な賠償の制度を設けること及び事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定め、国際原子力機関において平成九年に採択された原子力損害の補完的な補償に関する条約につきまして、我が国として締結することを承認いたぐために、今国会にて締結することを提出されているところであります。

今般提出いたしました二つの法律案は、共に相要の国内法整備を行うことを目的とするものであります。

まず、原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案について、内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、国は、原子力事業者が賠償する原子力損害の金額が政令で定める金額を超える場合における法律案について、内容の概要を御説明申し上げます。

第二に、核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約については、保険者及び政府は、当該運搬の開始後その終了までの間ににおいては、これを解除することができないこととしております。

なお、この法律案は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(水落敏栄君) 以上で両案の趣旨説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

○委員長(水落敏栄君) 以上で両案の趣旨説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

学助成制度の充実強化に努めるよう求める。

については、次の措置を採られたい。

一、公私の学費格差の解消、保護者負担の軽減のため、私学助成の拡充・充実に努めること。

1 現行の経常費助成(私立中学校・高等学校管理運営対策補助金)の拡充・増額に努めること。

2 私立中学校・高等学校の施設設備改善のための特別助成措置を講じること。

3 全ての生徒が、高等学校等就学支援金制度による支援を受けられるように、制度の充実を図ること。

4 給付奨学生事業・授業料軽減補助事業の更なる充実・運用・拡充を図ること。

二、私立中学校・高等学校の特色ある教育を推進するための特別補助の充実に努めること。

3 全ての生徒が、高等学校等就学支援金制度による支援を受けられるように、制度の充実を図ること。

4 給付奨学生事業・授業料軽減補助事業の更なる充実・運用・拡充を図ること。

## 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 原子力損害賠償資金の補助(第三条)
- 第三章 負担金
- 第一節 一般負担金(第四条・第九条)
- 第二節 特別負担金(第十条・第十二条)
- 第四章 雜則(第十三条・第十五条)

## 附則

### 第一章 総則

#### (題旨)

第一条 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）の実施に伴い、原子力損害を賠償するために必要な資金（第二条及び第十一条において「原子力損害賠償資金」という。）の補助その他必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この法律において「原子力損害」とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号。以下この条において「賠償法」という。）第二条第二項に規定する原子力損害（賠償法第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者が工場又は事業所内に設置した原子力施設核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。次項において「規制法」という。）第二条第七項に規定する原子力施設をいふ。）において使用される設備について生じた損害を除く。をいう。

#### 2 この法律において「原子力事業者」とは、規制法第二十三条第一項の許可船舶に設置する試験研究用等原子炉（同項に規定する試験研究用等原子炉をいう。）に係る許可を除く。を受けた者及び賠償法第二条第三項第三号から第八号までに掲げる者（国を除く。）並びにこれらの者であつた者であつて、原子炉の運転等（同条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）をしているもの（原子炉の運転等をしていたものを含む。）をいう。

第二章 原子力損害賠償資金の補助  
第三条 国は、原子力事業者が原子力損害の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となつた事実について政令で定める金額を超える場合において、当該原子力事業者に対

する原子力損害の賠償の請求の訴えについて、条約第十三条1から4までの規定により日本の裁判所が管轄権を有することとされているとき。

は、当該原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該原子

力損害のうち次に掲げるもの（第十条第一項及び第十一条において「対象原子力損害」という。）に係る原子力損害賠償資金の一部を補助するものとする。

一 条約の締約国（次号において単に「締約国」という。）の領域内において生じたもの  
二 公海（海洋法に関する国際連合条約（二において「国連海洋法条約」という。）に規定する排他的経済水域（二において単に「排他的経済水域」という。）を含む。）又はその上空において生じたものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 締約国、締約国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、締約国の法令に基づいて設立された法人その他の団体、締約国の国籍を有する者又は条約に基づき締約国がその国民とみなす者（ハにおいて「締約国等」という。）が受けたもの  
ロ 締約国の国籍を有する船舶若しくは航空機内で生じたもの又は当該船舶若しくは航空機について生じたもの  
ハ 締約国等が設置する人工島、施設若しくは構築物において生じたもの又は当該人工島、施設若しくは構築物について生じたもの

二 締約国の排他的経済水域若しくはその上空又は国連海洋法条約に規定する大陸棚における天然資源の探査又は開発のための活動に関し生じたもの

#### 第三章 負担金

##### 第一節 一般負担金

（一般負担金の徴収及び納付義務）  
第四条 文部科学大臣は、条約第四条1(c)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用

に充てるため、原子力事業者（原子炉の運転等をしているものに限る。以下この節において同じ。）から、毎年度、一般負担金を徴収する。

（特別負担金の徴収及び納付義務）  
第五条 文部科学大臣は、条約第四条1(b)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者であつて、その原

子力損害（対象原子力損害を含む場合に限る。）の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となつた事実について政令で定めた金額を超えたものから、特別負担金を徴収す

る。

#### （一般負担金の額の算定方法）

第六条 文部科学大臣は、前条の政令で定める一般負担金の額の算定方法に従い、各原子力事業者が納付すべき一般負担金の額を決定し、当該各原子力事業者に対する納付すべき一般負担金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

（一般負担金の額の決定、通知等）  
第七条 文部科学大臣は、前条第一項の規定による通知を受けた原子力事業者がその納付期限までに一般負担金を納付しないときは、督促状に由つて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 文部科学大臣は、前条第一項の規定による通知を受けた原子力事業者がその納付期限までに一般負担金を納付しないときは、督促状に由つて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。  
（一般負担金の納付の督促等）  
第八条 文部科学大臣は、前項の規定による督促をした場合においては、文部科学省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は、年十四・五パー

セントの割合で計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

#### （報告徴収及び立て検査）

第九条 一般負担金その他のこの節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

#### 第二節 特別負担金

第十条 文部科学大臣は、条約第四条1(b)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者であつて、その原

子力損害（対象原子力損害を含む場合に限る。）の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となつた事実について政令で定めた金額を超えたものから、特別負担金を徴収す

る。

#### （特別負担金の額の算定方法）

第十二条 第六条から第九条までの規定は、第十条第一項に規定する原子力事業者から徴収する特別負担金について準用する。この場合において、第六条第一項中「前条」とあるのは「第十一条」と、第八条及び第九条中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

（準用）  
第十三条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ

#### （徴収金の徴収手続）

きる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帶し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(文部科学省令への委任)

- 第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める。

(罰則)

- 第十五条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二章及び第三章第二節の規定は、この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における当該原子力損害の賠償については、適用しない。

- 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

(原子力損害の賠償に関する法律の一  
部改正)

- 第一条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「・第九条」を「一第九条の二」に改め

る。

- 第二条第一項第五号中「次項及び次条第二項において「を以下」に改める。

- 第三条第一項中「原子力事業者間に」の下に「書面による」を加える。

- 第四条の次に次の一条を加える。

(被害者に重大な過失がある場合における損害賠償の額の算定)

- 第五条第一項中「その損害が第三者の故意により生じたものであるとき」を「他にその損害の発生の原因について責めに任すべき自然人があるとき(当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。)」に改め、同条第二項中「関し」の下に「書面による」を加える。

- 第三章第二節中第九条の次に次の一条を加える。

(責任保険契約の解除の制限)

- 第九条の一 保険者は、責任保険契約を解除しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その旨を当該責任保険契約の被保険者に通知しなければならない。

- 3 責任保険契約の解除は、文部科学大臣が当該解除に係る第一項の規定による届出を受理

- した日から起算して九十日の後に、将来に向かつてその効力を生ずる。

- 4 核燃料物質等の運搬に係る責任保険契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間ににおいては、これを解除することができない。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

これを解除することができない。

- 5 前二項の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とする。

- 附則第四条第二項中「その損害が第三者の故意により生じたものであるとき」を「他にその損害の発生の原因について責めに任すべき自然人があるとき(当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。)」に、「当該第三者」を「当該自然人」に改める。

- 第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

- 第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

- 第六条第十九条とする。

- 第十五条第一項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物」を「核燃料物質等」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

- (補償契約の解除の制限)

- 第十六条 核燃料物質等(賠償法第二条第一項第五号に規定する核燃料物質等をいう。以下この条及び第十八条第二項において同じ。)の運搬に係る補償契約については、政府は、第十四条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間ににおいては、これを解除することができない。

- 3 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

- 4 新賠償法第九条の二の規定は、この法律の施行前に締結された原子力損害賠償責任保険契約については、適用しない。

- 燃料物質等(第一条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律(次項において「旧賠償法」という。)の運搬については、第一條の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律(以下「新賠償法」という。)第三条第二項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

- 2 新賠償法第四条の二の規定は、この法律の施行前に原子力損害(旧賠償法第二条第三項に規定する原子力損害(旧賠償法第二条第三項に規定する原子力損害をいう。)の運搬については、第一條の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律(以下「新賠償法」という。)第三条第二項の規定にかかる。

- 3 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

- 4 新賠償法第九条の二の規定は、この法律の施行前に締結された原子力損害賠償責任保険契約については、適用しない。

- 3 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかる。

- 4 新賠償法第九条の二の規定は、この法律の施行前に締結された原子力損害賠償責任保険契約については、適用しない。

- 燃料物質等(第一条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律(次項において「旧賠償法」という。)の運搬については、第一條の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律(以下「新賠償法」という。)第三条第二項の規定にかかる。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に行われている核